

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画における歴史的風致維持向上施設は、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指し、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の整備は、歴史的風致を構成する建造物の保存や修理、活用、またその周辺環境の維持、保全・形成、歴史的風致の維持向上についての意識醸成等に関する事業等を実施する。

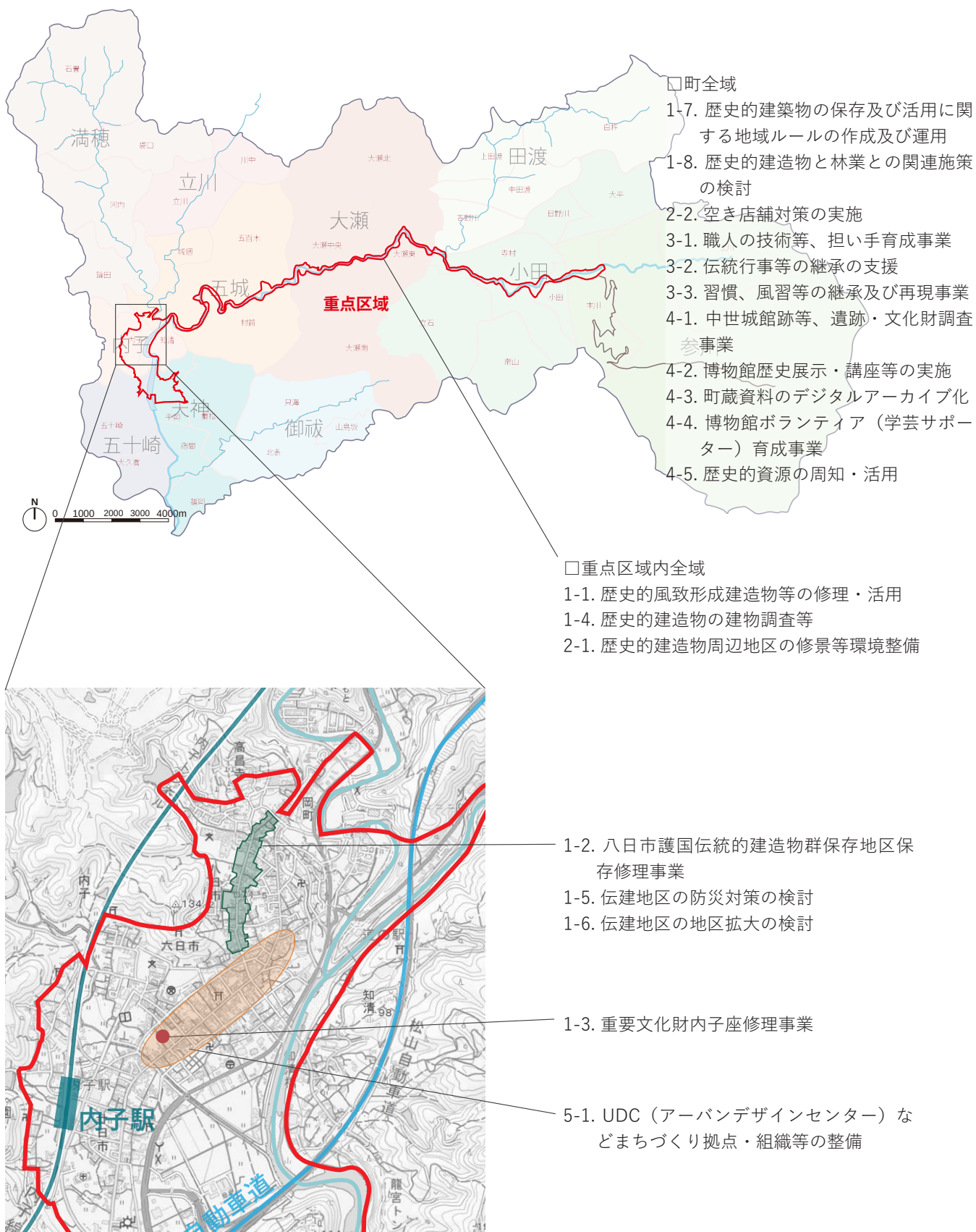
事業の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調査するとともに周辺の景観に配慮した整備を行うこととし、関係機関と十分な協議調整をしたうえで整備を行う。併せて国等の補助制度を有効に活用していくよう検討していくものとする。また、整備を行った施設は、積極的な公開・活用により歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の維持管理は、施設の所有者や関係機関等と十分な協議・調整のうえ、適切に行うよう努める。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも努めることとし、必要に応じて、所有者等に対して指導・助言を行うこととする。

上記、歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方にに基づき、計画期間内に実施する事業は右のとおりである。

1. 歴史的建造物の保存・活用に関する事業
 - 1-1. 歴史的風致形成建造物等の修理・活用
 - 1-2. 八日市護国伝統的建造物群保存地区保存修理事業
 - 1-3. 重要文化財内子座修理事業
 - 1-4. 歴史的建造物の建物調査等
 - 1-5. 伝建地区の防災対策の検討
 - 1-6. 伝建地区の地区拡大の検討
 - 1-7. 歴史的建築物の保存及び活用に関する地域ルール作成及び運用
 - 1-8. 歴史的建造物と林業との関連施策の検討
2. 歴史的建造物の周辺環境の保全・整備に関する事業
 - 2-1. 歴史的建造物周辺地区の修景等環境整備
 - 2-2. 空き店舗対策の実施
3. 伝統産業や伝統行事・祭礼等、歴史的営みを反映した活動の継承に関する事業
 - 3-1. 職人の技術等、担い手育成事業
 - 3-2. 伝統行事等の継承の支援
 - 3-3. 習慣、風習等の継承及び再現事業
4. 歴史的資源の調査研究、周知・啓発に関する事業
 - 4-1. 中世城館跡等、遺跡・文化財調査事業
 - 4-2. 博物館歴史展示・講座等の実施
 - 4-3. 町蔵資料のデジタルアーカイブ化
 - 4-4. 博物館ボランティア（学芸サポーター）育成事業
 - 4-5. 歴史的資源の周知・活用
5. 住民参加の歴史まちづくりに関する事業
 - 5-1. UDC（アーバンデザインセンター）などまちづくり拠点・組織等の整備

■各事業の位置

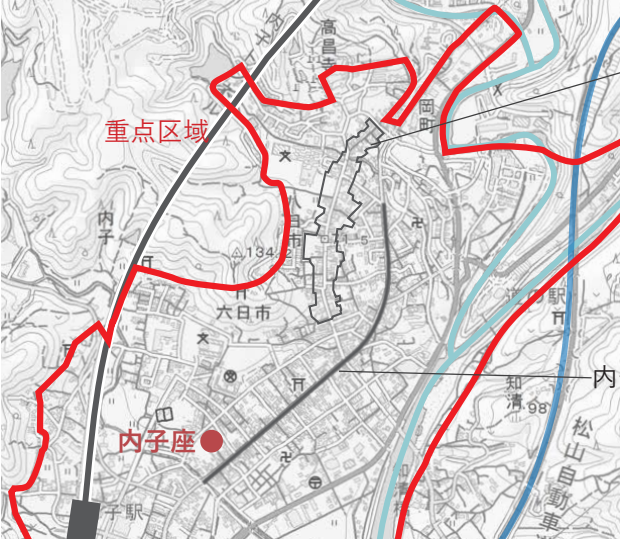


2. 歴史的風致の維持向上に資する事業

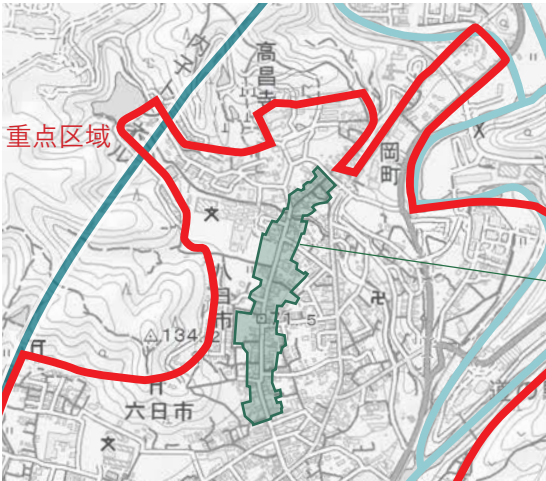
1. 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

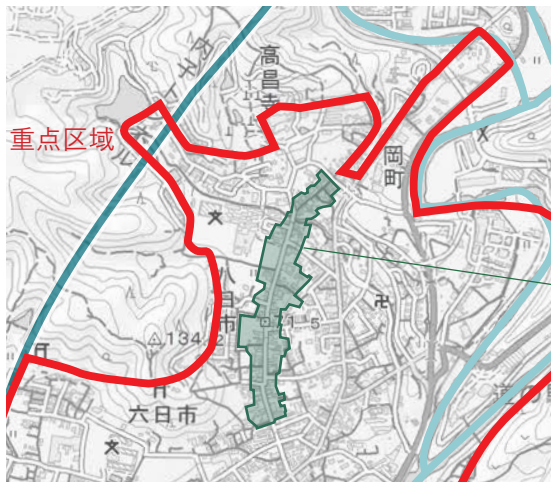
事業名	1-1. 歴史的風致形成建造物等の修理・活用
事業主体	内子町
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業：令和2年度～令和6年度） 町単独事業
事業期間	令和2年度～令和10年度
事業位置	□対象地域：重点区域全域 
事業概要	重点区域内における歴史的風致形成建造物等の活用促進のため、所有者の意向も考慮しつつ周辺環境とともに調査及び事業計画作成を行い、修理・整備を行う。修理の際には併せて職人の技術継承も図る。 □歴史的風致形成建造物候補の例   商いと暮らし博物館 (歴史民俗資料館、六日市) 旧二宮製材所事務所兼主屋
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化財に指定等されていない歴史的な建造物の保護及び活用促進により、歴史・文化を生かした空間形成や景観向上が期待でき、地域の新たな歴史資源創出を図れる。特に在郷町内子・五十崎にみる歴史的風致や小田川が結ぶ小田林業と山とともにある営みにみる歴史的風致等に関係性が深く、その維持向上に寄与する。

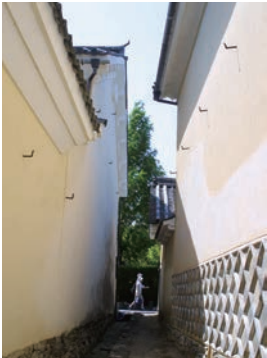
事業名	1-2. 八日市護国伝統的建造物群保存地区保存修理事業
事業主体	内子町
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用費補助金（国） 重要伝統的建造物群保存地区整備費補助金（県） 町単独事業
事業期間	昭和 57 年度～令和 10 年度
事業位置	□八日市護国伝統的建造物群保存地区
事業概要	内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区保存計画で特定されている伝統的建造物の修理及びそれ以外の建造物等の修景を行う所有者への支援、町所有の伝統的建造物の修理を行う。 □事業のイメージ  ➡  修理前 修理後
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の修理及び伝統的建造物以外の建造物等の修景を行うことにより、文化財建造物の保存及びその修理技術の維持向上が図られ、かつ、町並みの景観改善により、特に在郷町の佇まいをつなぐ町並みとその保存にみる歴史的風致等の維持向上に寄与する。

事業名	1-3. 重要文化財内子座修理事業
事業主体	内子町
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用費補助金（国） 町単独事業
事業期間	令和２年度～令和７年度
事業位置	□内子座 
事業概要	重要文化財内子座について、保存活用計画を作成し、耐震化を含む保存修理事業を行う。   内子座外観 内子座内部
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	平成 27 年（2015）に重要文化財の指定を受けた内子座の耐震化を含む保存修理を行うことで、文化財としての保存が図られるとともに安全面の強化と併せて今後の活用についての環境整備が進み、隣接する本町商店街を含む周辺一帯の賑わい創出が期待できることから、特に時を超えた芝居小屋にみる歴史的風致等の維持向上に寄与する。

事業名	1-4. 歴史的建造物の建物調査等
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和2年度～令和10年度
事業位置	□対象地域：重点区域全域 
事業概要	今後の歴史まちづくり推進の基礎となる歴史的建造物等について、重点区域内において建造物の歴史及び特徴等の調査を行う。また文化財指定や登録についても検討する。 □歴史的建造物が残るエリアの例   内子本町商店街 小田商店街
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	これまで歴史的価値が不確かであったものを調査により評価することで、歴史資源として価値づけられ、新たな魅力創出を図り、特に重点区域に該当する歴史的風致の維持向上に寄与する。

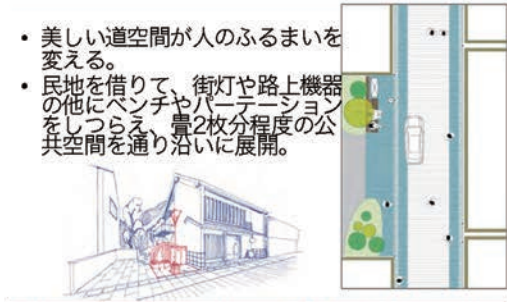
事業名	1-5. 伝建地区の防災対策の検討
事業主体	内子町
事業手法	国宝重要文化財等保存整備費補助金（国） 町単独事業
事業期間	令和元年度～令和 10 年度
事業位置	□八日市護国伝統的建造物群保存地区  重点区域 高昌寺 岡町 八日市護国伝統的建造物群保存地区 六日市
事業概要	内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区の総合防災計画に基づき、防火水槽の増設及び消防水利の確保を行う。また、震災等を考慮し保存地区内の複数個所に退避できるスペースや保存地区自主防災組織の物資倉庫等を設ける。   防災訓練の様子 現在設置している防火水槽とポンプ小屋
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区の防災計画をすすめ、地域内に居住する者の生命の安全を第一とし、伝統的建造物及び伝統的建造物以外の建造物等の保全を図る。よって、町並みの景観保全により、特に在郷町の佇まいをつなぐ町並みとその保存にみる歴史的風致等の維持向上に寄与する。

事業名	1-6. 伝建地区の地区拡大の検討
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和2年度～令和10年度
事業位置	□八日市護国伝統的建造物群保存地区及び周辺地域  八日市護国伝統的 建造物群保存地区
事業概要	伝建地区についての平成21年度の見直し調査からも10年経過し、本計画期間内に選定40周年を迎える。この機会に地区拡大について調査等に基づき検討する。 □重伝建地区に隣接するエリアに位置する歴史的建造物   旭館 高昌寺
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重伝建地区の拡大により、歴史的建造物の保存修理及び修景事業が推進され、建造物そのものの価値向上はもとより職人技術の必要性を高め、雇用創出及び担い手育成を図ることで、特に在郷町の佇まいをつなぐ町並みとその保存にみる歴史的風致をはじめとする在郷町としての内子地区にみられる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	1-7. 歴史的建築物の保存及び活用に関する地域ルールを作成及び運用
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和元年度～令和 10 年度
事業位置	町全域
事業概要	歴史的建築物の大規模修理等を行う際、現行の建築基準法等関連法規に適用させると、その保存すべき特徴や意匠を損なう可能性がある。安全性の確保と保存の両立を図るため、建築基準法の第3条第1項第3号の適用除外条例（内子町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例）を制定し、内子町におけるルール（地域ルール）を作成し、文化財や歴史的風致形成建造物等の円滑な活用と保存を図る。 □保存価値が高いが法令等への適用により損なわれる可能性が高い 内子の歴史的建造物の特徴や意匠の例   大壁造 箱階段
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物の特徴や意匠を守りつつ安全性能の向上を図ることで、より質の高い歴史的風致の維持向上につながる。

事業名	1-8. 歴史的建造物と林業との関連施策の検討
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和元年度～令和 10 年度
事業位置	町全域
事業概要	歴史的にもつながりの深い山間部の林業と中心市街地の形成ではあるが、現在、そのつながりが視覚化されたものが乏しい。歴史的建造物の修理時等に、町産材を積極的に利用できる仕組みを検討し、山林資源の町内循環はもとより林業と歴史まちづくりの関係の認識向上を図る。   内子町森林組合原木市場(小田) 歴史的建造物の修理
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物の修理促進のみならず、産業としての林業ではなく、小田川流域において重要な歴史的風致を形成しているという視点で認識することにより、小田川が結ぶ小田林業と山とともにある営みにみる歴史的風致はもとより、歴史的風致全体の維持向上についての意識の醸成が図れる。

2. 歴史的建造物の周辺環境の保全・整備に関する事業

事業名	2-1. 歴史的建造物周辺地区の修景等環境整備
事業主体	内子町、所有者
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業：令和2年度～令和6年度） 町単独事業
事業期間	令和2年度～令和10年度
事業位置	□対象地域：重点区域全域 
事業概要	重点区域内で、重伝建地区などの歴史的建造物周辺や沿道等のトータルデザインを検討し、外観の修景や街路灯・小公園等の環境整備等を進める。 幟：景観デザインの方向性例  前傾する幟が、軒切りされた建物に奥行きと表情を与える。 建物デザインは周囲との調和、歴史の尊重、幟との関係を重視。 幟と重なる高さの看板・広告などは道路に水平なものにのみ。そうすると幟を立てたときに情報が冗雑しない。 図としての幟をはっきりさせるため、路上に掛かる街灯、電線、看板の排除 笹飾り：みんなが好きな道空間づくり - 美しい道空間が人のふるまいを変える。 - 民地を借りて、街灯や路上機器の他にベンチやパーテーションをしつらえ、畳2枚分程度の公共空間を通り沿いに展開。  イメージ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史資源を活かしたトータルデザインにより魅力的な空間を創出し、歴史的建造物引き立てることで、特に在郷町内子・五十崎にみる歴史的風致等の中心市街地の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	2-2. 空き店舗対策の実施
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成 30 年度～令和 10 年度
事業位置	町内の商店街等 (対象：おおむね 5 軒以上の小売業、サービス業等の店舗が近接している区域内)
事業概要	町内の各地域における商業の活性化を図るため、空き店舗兼住宅又は店舗として使用可能な住宅の所有者に対し、店舗と住宅の共用部分の分離に必要な改修費の一部を補助するなど、空き店舗等の活用の促進を目指す。  買い物客で賑わう内子本町商店街
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内の商店街等には歴史的建造物が店舗等に使われていたケースがあるが、閉店後店舗部分は空きスペースのまま住居部分のみ使用している建造物も見られる。それらが積極的に活用されることにより、商店街の活性化が期待でき、祭りなどの賑わい創出へもつながるなど、特に時を超えた芝居小屋にみる歴史的風致や内子・五十崎の祭礼にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

3. 伝統産業や伝統行事・祭礼等、歴史的営みを反映した活動の継承に関する事業

事業名	3-1. 職人の技術等、担い手育成事業
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成 17 年度～令和 10 年度
事業位置	町全域
事業概要	伝統産業の知識及び技術修得を志願する者に対して奨励金を交付し、伝統産業の後継者を育成する。 ☐対象事業の例  大洲和紙の生産
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	当事業により伝統産業における若者の技術修得を支援することで、担い手不足であるこれら伝統産業の後継者育成を図れ、町内の全体的な歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	3-2. 伝統行事等の継承の支援
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成 25 年度～令和 10 年度
事業位置	町全域
事業概要	平成 25 年度に設立された内子町伝統文化継承団体連絡会を中心として、保存継承団体相互の連携・情報共有を図るための体制づくりを進める。また、各伝統行事等の映像記録を行い、保存継承のための資料として整備する。 町内団体が一堂に会して各地域に伝わる伝統芸能を公開し、周知啓発やその価値の再認識、次代を担う子どもたちへの伝承の機会とするとともに、各団体の活動の活性化を図ることを目的に「内子町伝統芸能まつり」を開催する。  内子町伝統芸能まつり
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	個々に活動する保存継承団体について連携・情報共有を図ることで、共通の課題解決に向けた協働した取り組みが可能となる。また映像記録の作成や伝統芸能まつりの開催を通して、各地域内のみで伝承されてきた行事等を町内外に広く周知することによって、興味関心の高まりや価値の再評価につながることを期待でき、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	3-3. 習慣、風習等の継承及び再現事業
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和2年度～令和10年度
事業位置	町全域
事業概要	現在、過疎化等で地域の伝統的な風習等が衰退しつつある。地域の伝統文化への理解を深め、コミュニティー文化を未来に引き継ぐため、実態調査や歴史の掘り起こしなどを行い、今残っているものの継承や活性化、なくなってしまったものの再現などを行う。 ☐残っているもの（活性化、継承） 地方祭（秋祭り）、獅子舞、相撲大会、亥の子、万才、夏の川遊び… ☐なくなったもの（再現） 雨乞い、山神祭、星祭、市、木地師、暮らしぶり… 《再現の例》   小田商店街で催されていた小田市 屋根付き橋での昼食
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	かつては日常生活の延長にあった風習や伝統行事などを見直すことで、地域の特性や歴史文化への理解が深まり、コミュニティーの再生につながる等、後継者不足が懸念される歴史的風致に欠かせない地域の活動の継承や活性化が期待できる。

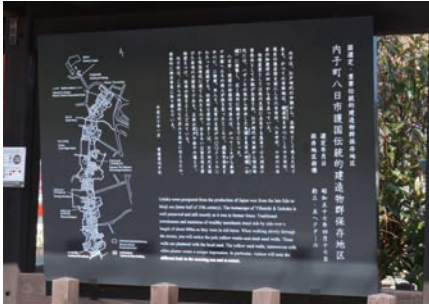
4. 歴史的資源の調査研究、周知・啓発に関する事業

事業名	4-1. 中世城館跡等、遺跡・文化財調査事業
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和元年度～令和10年度
事業位置	町全域
事業概要	町内には曾根城跡や龍王城跡などの中世城館跡ほか遺跡等が多数存在すると伝わる。曾根城跡は高昌寺との縁が深く、現代においてもねはん祭などの祭礼時には一体となって歴史的風致を形成する。龍王城跡は内子地区と五十崎地区の境に位置し、特にいかざき大風合戦時にはその背景としてそびえ、祭りの歴史性をより高めている。 これら中世城館跡について現地調査を行い、縄張り図の作成や城館跡の現状の記録など、発掘調査の実施につなげることを目的に実施する。調査にあたっては専門家の指導を仰ぎ、地元有志を募って調査チームを結成し、住民の学びの場とする。  報告書イメージ  調査イメージ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	中世城館跡等の調査により、町内の古代・中世の地域の歴史を掘り起こし、記録することによって、展示や講座の充実につながる。また、調査を地元住民と共に行うことで、地元への愛着や理解を深め、意識向上を図ることができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	4-2. 博物館歴史展示・講座等の実施
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和元年度～令和 10 年度
事業位置	町全域
事業概要	町内の資料館等展示設備を持った施設において、内子町の歴史に関する常設展示を行い内子町の魅力を町内外に伝え、意識啓発等の機会を設ける。また、テーマを絞った特別企画展を年 1 回開催し、最新の調査・研究成果の報告の場とするとともに、合わせて関連講座等を実施し、理解を深める場とする。 また、木蠟資料館や凧博物館などテーマを持った資料館においては年に 1 度、館のテーマに沿ったミュージアム講座を開催し、テーマに関する継続した学びの場を提供するとともに、その分野の専門家の交流の場とする。  特別企画展  上芳我邸ミュージアム講座
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内の歴史に関する展示や、関連する講座を通じて町内外の人々の内子の歴史や文化に対する興味を喚起し、意識啓発等を図ることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	4-3. 町蔵資料のデジタルアーカイブ化
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和元年度～令和 10 年度
事業位置	町全域
事業概要	内子町収蔵資料のうち、整理、目録作成の終了したものから写真撮影を実施し、デジタルアーカイブ化を進める。所蔵資料の内容や所在の公開を目指し、それにより誰もがみられ、活用できる仕組みを整える。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町の歴史や文化に関する調査・研究、学校での郷土教育等への利用が見込まれ、新たな事実の発見や住民の歴史への理解を深めることにつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	4-4. 博物館ボランティア（学芸サポーター）育成事業
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成 24 年度～令和 10 年度
事業位置	町全域
事業概要	平成 24 年度より活動している町内博物館ボランティアグループ・学芸サポーターの活動を拡充させる。現在行っている資料整理作業(古文書解読・整理)だけでなく、ワークショップや伝統産業である和紙・木蠟の生産など様々な興味・関心に合わせた活動を行い、博物館の「学びの場」としての機能を充実させ、より多くの住民の博物館活動への参加を促す。   例会（資料整理作業） 伝統産業等の体験
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	住民自らの興味・関心に合わせた活動を行うことで、幅広い年代層が地域の歴史や文化について学ぶ場となり、意識向上にもつながることから歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	4-5. 歴史的資源の周知・活用
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和2年度～令和10年度
事業位置	町全域
事業概要	観光客等を対象としたまち歩きガイドの充実や外国人観光客等に向けた案内や多言語化などの拡充を行う。  町並ガイドの会  英語表記の説明版やQRコードによる多言語対応
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的資源を活かした質の高いおもてなしにより、交流人口の増加を図り、理解者・支援者の広がりが期待できることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

5. 住民参加の歴史まちづくりに関する事業

事業名	5-1.UDC（アーバンデザインセンター）などまちづくり拠点・組織等の整備
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和2年度～令和10年度
事業位置	□対象地域：重点区域内中心市街地
事業概要	UDC（アーバンデザインセンター）など歴史まちづくり推進の拠点を設け、景観計画や都市計画の観点からもまちを捉えて歴史まちづくり計画を実践していく。そのためにも住民参加は不可欠であり、住民が訪れやすい空間を歴史的建造物の活用と合わせて整備する。また大学や専門家との連携も図り、まちづくりや歴史資源の情報などの集積機能を併せ持つ組織の確立を進める。 □整備イメージ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	まちなかに拠点を設けることで住民参加を促進し、意識啓発や情報共有が期待できる。併せて歴史的建造物の活用事例として体感する場にもなり、これからのまちづくりを楽しみながら考えられる空間づくりによって歴史的風致の維持向上に寄与する。